



流山市監査委員告示第5号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市教育委員会教育長及び流山市選挙管理委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

令和2年3月31日

流山市監査委員

佐々木 健一



流山市監査委員

森 亮二



六

第4号様式

流財活第161号
令和2年3月3日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和2年2月20日付け、流監第100号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和2年2月20日・流監第100号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
総務部 財産活用課	意見	<p>長期継続契約による支出負担行為票を遡って起票していた。</p> <p>担当課においては厳正なチェック体制を構築されたい。</p>	<p>人事異動や年度の切り替えで事務が錯綜しており事務遺漏が生じた。</p> <p>今後は、引継ぎをしっかりと行うよう指導するとともに、チェックリストを作成し、2人体制でチェックを行い、起票の遅れ等を確認し、事務に遺漏のないようにした。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。